

セグメント情報における配分基準に関する論点（案）

0.総論

現行の学校法人会計基準及び新学校法人会計基準（案）における部門（セグメント）と配分基準は以下のとおりである。

《現行学校法人会計基準》

※学校法人会計基準第13条及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第250号 昭和55年11月4日 文部省管理局長通知）を元に作成

○部門

- ①学校法人
- ②各学校（専修学校、各種学校を含む）
- ③研究所
- ④各病院
- ⑤農場、演習林その他③④の規模に相当する規模を有する各施設

○配分基準

- ・ 特定の部門*のものとして把握できる収支額については、当該部門へ直接計上。
- ・ 2以上の部門に共通する収支額については、当該関係部門における在学者数、教職員数、使用時間、使用面積等、妥当と考えられるものの比率により配分。
- ・ 配分できない「部門共通」の収支額がある場合は、各部門の収支額の合計額の比率により各科目ごとに配分。配分の基準を「配分方法」の欄に注記。
- ・ 教職員人件費支出については、各部門のいずれの教職員として発令されているかにより計上。

*通知には「部門」のほか「学部・学科等」の記載もあるが、議論の趣旨に鑑みて「部門」のみを記載。

《新学校法人会計基準（案）》

※「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」21～22 頁、56～57 頁を元に作成

○セグメント

- ①私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
- ②①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
- ③病院
- ④その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）

○配分基準

- ・原則として、「経済の実態をより適切に表す配分基準」とする。例外として現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用できる。
- ・ただし、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。

➡「経済の実態をより適切に表す配分基準」を本 WG において検討

I 共通経費の配分基準

◆基本的な考え方

- ・特定のセグメントに帰属させることが困難なケース：「④その他（…学校法人共通）」に一括計上
- ・特定のセグメントに帰属させるべきケース：配分基準の検討が必要

◆論点

1 光熱水料

ある校舎を複数セグメントで使用していた場合、その光熱水料をどのように配分するのか検討が必要。

- ・複数セグメントで使用する例として、大学と短期大学、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとしては、建物や部屋の面積、利用する学生数や教員数、利用時間等がある。

2 減価償却費

ある校舎を複数セグメントで使用していた場合、その校舎の減価償却費をどのように配分するのか検討が必要。

- ・複数セグメントで使用する例として、大学と短期大学、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、建物や部屋の面積、セグメントに所属する学生数や教員数、利用時間等がある。

3 その他、特別な検討が必要なもの（あれば）

II 人件費の配分基準

◆現行学校法人会計基準での取扱い

現行の学校法人会計基準における資金収支内訳表等の部門別計上及び配分については、以下のとおり規定されている。

※「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知）を元に作成。

(1) 教（職）員人件費支出

- ・各部門、学部・学科等のいずれの教（職）員として発令されているかにより計上。
- ・発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教（職）員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上。

(2) 「学校法人」部門の職員人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として、学校法人部門の業務*に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上。

＊学校法人部門の業務（「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」
（文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知） 3(1)）

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

- ・ その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門に計上。

(3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出

- ・ 上記(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上。

◆論点

1 「学校法人」部門の業務を担当する教職員の人件費

職員の取扱いについては、上記(1)～(3)のとおり計上することとなっている。

これを踏まえると、「学校法人」部門の業務に従事する職員は「④その他（学校法人部門…）」に計上することが妥当か。

「学校法人」部門の業務に専従する教員がいた場合、その発令の内容に関わらず「④その他（学校法人部門…）」に計上することが妥当か。

2 複数セグメントの業務を兼務する教員の人件費

複数セグメントの業務を兼務する教員について、人件費を配分する基準の検討が必

要。

- ・複数セグメントにおいて教育研究等の業務に当たっている例として、大学と短期大学、大学と附属病院、大学での教育研究活動と「学校法人」部門業務を担当している場合がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、業務に従事している時間、セグメントに所属する学生数等がある。

3 複数セグメントの業務を担当する職員（「学校法人」部門の業務に従事する職員を除く）

複数セグメントの業務（総務・人事・財務・学務等）を担当する職員について、人件費を配分する基準の検討が必要。

- ・複数セグメントの業務を担当する職員の例として、大学と短期大学や他の設置校（幼小中高）、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、各セグメントの業務に従事している時間、各セグメントに所属する学生数等がある。

4 医・歯学部及び附属病院の業務を担当する教員

例えば、医・歯学部と医・歯学部附属病院を設置している大学において医学部の専任教員として教育研究に当たっている一方で、附属病院において診療に従事しているケースのように、医・歯学部と医・歯学部附属病院に配分する基準の検討が必要。

また、医・歯学部附属病院以外の病院の取扱いについても、検討が必要。

- ・複数セグメントの業務を担当する職員の例として、医・歯学部と医・歯学部附属病院の他、看護学部等のコメディカル学部学科と病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、従事している時間等がある。

Ⅲ 「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後の現行基準の取扱いについて

「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も、例外的な配分基準として現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとしている。この取扱いを一定期間とするのか、継続的な取り扱いとするのか、検討が必要。